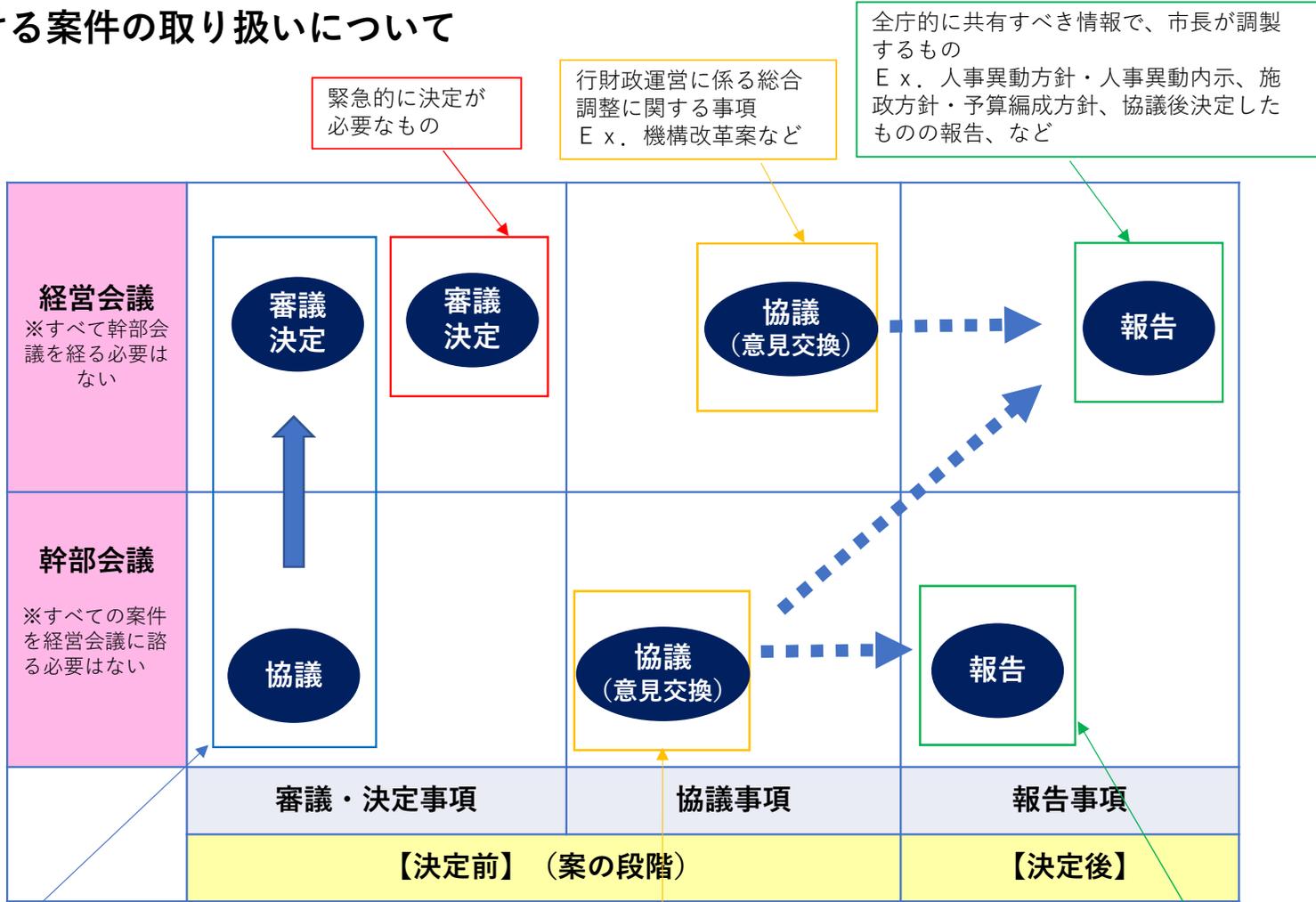


行政会議における案件の取り扱いについて

R3.9.30 経営会議
案件1 資料1



緊急的に決定が必要なもの

行財政運営に係る総合調整に関する事項
E x. 機構改革案など

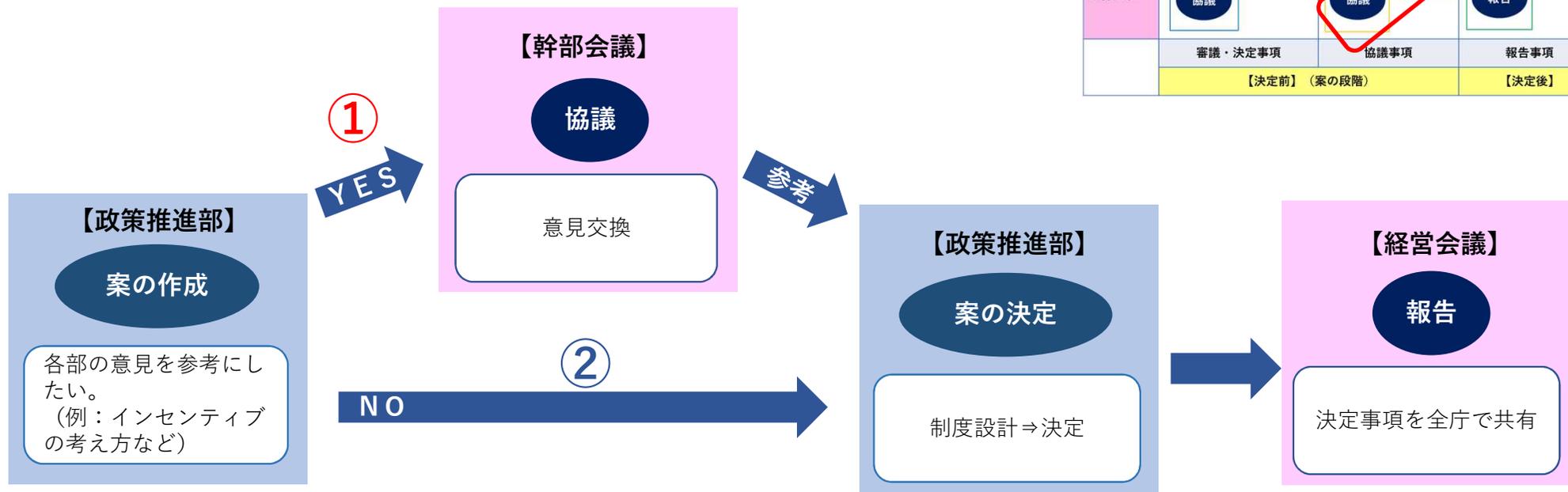
全庁的に共有すべき情報で、市長が調製するもの
E x. 人事異動方針・人事異動内示、施政方針・予算編成方針、協議後決定したものの報告、など

市政運営の最高方針、重要施策等を審議し、政策決定
E x. 総合計画・総合戦略、分野別計画、部運営方針など

施策の精度を高めるため、全庁的に共有・確認すべき事案について意見交換を行うもの
E x. 部運営方針の進捗、新たな施策のフレームなど

全庁的に共有すべき情報
E x. イベントの周知、協力依頼、人口動向、各部の超勤時間、協議後決定したものの報告、など

事例：『予算編成方針』



経営会議 ※すべて幹部会議を経る必要はない	審議決定	審議決定	協議	報告
	協議	協議	協議	報告
幹部会議 ※すべての案件を経営会議に諮る必要はない				
	審議・決定事項	協議事項	報告事項	
	【決定前】 (案の段階)			【決定後】

※協議（意見交換）を経るか否かは、内容により、その都度検討する